

# おしらせのページ



## 土地公売について

庶務課

内線288

一般競争入札により土地を公売します。  
**【日時】**1月11日(水)14:00～  
 事前説明がありますので13:00までにお集まりください。  
**【開札】**入札締切後に即日開札  
**【会場】**役場第2庁舎3階会議室  
**【入札保証金】**入札金額の5%以上を、入札前に出納室に納める。  
**【入札実行者】**湯河原町土地開発公社  
 <公売物件ABCD共通>  
**【地目】**雑種地  
**【用途地域など】**用途無指定  
**【建ぺい率】**50%  
**【容積率】**100%  
 <公売物件A>  
**【所在】**湯河原町吉浜字白沼田1912番2  
 湯河原町吉浜字白沼田1912番118  
**【面積】**432㎡(130.68坪)  
 78㎡(23.59坪)  
**【希望売却価格】**14,620,680円  
 <公売物件B>  
**【所在】**湯河原町吉浜字前栗場1990番143  
**【面積】**689㎡(208.42坪)  
**【希望売却価格】**9,282,208円  
 <公売物件C>  
**【所在】**湯河原町吉浜字前栗場1990番145  
**【面積】**410㎡(124.02坪)  
**【希望売却価格】**5,523,520円  
 <公売物件D>  
**【所在】**湯河原町吉浜字前栗場1990番146  
**【面積】**841㎡(254.40坪)  
**【希望売却価格】**11,329,952円  
 入札心得など、詳しくは庶務課へ



## 宝くじ助成事業で防災資機材を整備

防災課

内線271

鍛冶屋区自主防災組織では、防災資機材を新たに整備しました。これは、(財)自治総合センターが宝くじの収益金を活用して自主防災活動を支援するために行う「平成17年度自主防災組織育成助成事業」により購入したものです。  
**【整備品一覧】**  
 ・手動式浄水器<mizu-Q1000>一式  
 ・レスキューキットBOX型 3セット  
 ・緊急畳 6個



## 野麦峠スキー場の割引について

企画財政課

内線232

**野麦峠スキー場リフト券優待制度**  
 昨年まで友好親善提携をしていた旧奈川村(現松本市奈川支所)のご好意により、湯河原町民の利用に限り野麦峠スキー場のリフト券が松本市市民料金で利用できます。  
 割引制度のご利用を希望される方は、下記により事前に申込みをしていただければ、リフト利用券を発行します。  
**【対象】**湯河原町に住所のある方  
**【申請場所】**企画財政課  
**【リフト料金】**すべて1日券

区分	平常料金	割引後
大人 (高校生以上)	休日4,000円 平日3,000円	2,500円
小人 (中学生以下)	休日2,000円 平日1,500円	1,000円
シニア (50歳以上)	休日2,600円 平日2,000円	1,300円

湯河原町発行のリフト利用券を提示の方に限ります。回数券は優待扱いとはなりません。



## マリンスパあたま年始の営業と夜間特別割引のお知らせ

企画財政課

内線233

### 年始の営業

1日(日)～ 4日(水)	10:00～18:00 (受付は17:00まで)
5日(木)	休館
6日(金)～	10:00～21:00(通常営業)

### 夜間特別割引

湯河原町民・熱海市民限定、期間限定の夜間特別割引を実施します。  
**【期間】**1月13日(金)～2月28日(火) 19:00～  
**【金額】**大人 500円 子供 250円  
 (町民証を提示ください。)  
 これを機会に、ぜひマリンスパあたまをご体験ください。  
**【問合せ】**マリンスパあたま  
 ☎0557-86-2020



## ゆがわら わんぱく広場が移転します

企画財政課

内線233

桜木公園で実施していた「わんぱく広場」が、1月から亀ヶ原公園に移ります。  
**【期間】**1月18日(水)～3月29日(水)の毎週水曜日14:30～16:00  
**【会場】**亀ヶ原公園  
**【対象】**小学生・幼児  
 幼児は、大人の付添いが必要  
 雨天中止



## 新任保護司として鈴木幸延さんが委嘱されました

福祉課

内線314

20年の長きにわたり、保護司を務めていただきました鈴木良美さんが退任され、平成17年12月5日付けで鈴木幸延さんが新しく保護司として委嘱されました。

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(実質的には民間のボランティア)です。保護監察官(更生保護に関する国家公務員)と協力して、主に次のような仕事をしています。  
 保護観察...更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための決まりごと(遵守事項)を守るように指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるものです。  
 環境調整...少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職先の確保などを行い、受入れ態勢を整えるものです。  
 犯罪予防活動...犯罪や非行を未然に防ぐために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めるものです。毎年7月は“社会を明るくする運動”強調月間として、街頭キャンペーン、講演会、シンポジウム、少年スポーツ大会などのさまざまな活動が展開されます。